

○箕輪町若者世帯定住支援奨励金交付要綱

令和3年4月1日告示第 号

箕輪町若者世帯定住支援奨励金交付要綱（平成29年箕輪町告示第77号）の一部を次のように改正する。ただし、令和3年3月31日までに登記が完了した住宅においては、なお従前の例による。

（趣旨）

第1条 この要綱は、若者世帯の定住を促進するため、町内に住宅を取得した者に対し、予算の範囲内において、若者世帯定住支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付について、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 定住 箕輪町の住民基本台帳に記載され、かつ、自ら所有する町内の住宅に引き続き5年以上居住することをいう。
- （2） 若者夫婦 夫又は妻のいずれかが新築住宅（以下「新築」という。）の取得においては契約書に記載された工事着工日（以下「着工日」という。）、建売住宅（以下「建売」という。）又は中古住宅（以下「中古」という。）の取得においては契約書に記載された売買契約締結日（以下「売買契約日」という。）において40歳未満未満である夫婦（法律上の婚姻関係にある夫婦をいう。以下同じ。）をいう。ただし、特別の事情により着工日又は売買契約日時点で婚姻関係にない場合も、実績報告書が提出された日において婚姻関係が確認された場合は同様に夫婦という。
- （3） 若者世帯 世帯員に、若者夫婦がいる世帯及び母子家庭の母又は父子家庭の父が新築の取得においては契約書に記載された着工日、建売又は中古の取得においては契約書に記載された売買契約日において40歳未満である者（以下「母子家庭の母等」という。）がいる世帯をいう。
- （4） 住宅 玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えている独立した住居をいう（店舗又は事務所を併用する住宅については、居住の用に供する部分のみとする。）。
- （5） 住宅取得日 対象住宅の全部事項証明書に記載される、新築の場合は住宅の登記の日付とし、建売又は中古の場合は所有権移転に関する原因の日付をいう。
- （6） 契約書 新築においては工事請負契約書、建売又は中古においては売買契約書をいう。

（交付対象者）

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、若者夫婦のいずれか又は母子家庭の母等であって、次のすべてに該当するものとする。

- （1） 箕輪町内に定住する意思を持ち、自ら居住することを目的として住宅を取得する場合
- （2） 住宅の所有権を共有している場合にあっては、若者夫婦又は母子家庭の母等の持分

の合計が2分の1以上であり、かつ、当該住宅及び土地の取得価格のうち350万円以上を負担していること。

- (3) 奨励金の交付申請時において、若者世帯の世帯員が町税等を滞納していないこと。
- (4) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局からの排除要請のない者であること。
- (5) 過去に申請者又は当該申請者と同一世帯で生計を一とする者が、この奨励金の交付を受けたことがないこと。

2 奨励金の交付の対象となる住宅は、住宅及び土地の取得価格の合計が350万円以上である新築、建売又は中古（1親等の親族からの購入を除く。）で、居住用部分の床面積が50平方メートルを超えるもの（以下「対象住宅」という。）とする。

3 前項の取得価格については、新築にあっては当該住宅の建築費用の額、建売及び中古にあっては、これらの住宅の購入費用（中古については、その改修費用を含む。）の額とする。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、40万円とする。

2 別表中加算項目における加算要件を満たす場合は、前項に規定する奨励金の額にそれぞれの加算額を加算する。

（交付申請）

第5条 申請者は、原則、新築においては着工日以前、建売又は中古においては売買契約日から1月以内に箕輪町若者世帯定住支援奨励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、住宅取得日から1年間は申請することができる。

- (1) 若者世帯の住民票の写し
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証又はその他の住宅の構造及び居住用部分の床面積が分かる書類
- (4) 住宅の契約書の写し
- (5) 母子健康手帳又は妊娠週数を証明する書類の写し（実績報告時までに妊娠22週以降を迎えていることが見込まれる胎児がいる場合）
- (6) 戸籍謄本（新婚加算・Uターン加算の該当者のみ）
- (7) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、奨励金の交付を決定し、申請者に通知する。

（申請の変更）

第7条 交付決定を受けた者は、建築場所、工事期間及び申請内容に基づき加算内容に変更があった場合は、箕輪町若者世帯定住支援奨励金変更交付申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。ただし、新築においては、軽微な変更により変更契約書を取り交わしていない場合は、これを省略できる。

（変更交付決定）

第8条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについては奨励金の変更交付を決定し、交付決定を受けた者に通知する。

(申請の取下げ)

第9条 第6条の規定により交付決定を受けた者が、工事又は購入を中止しようとするときは、箕輪町若者世帯定住支援奨励金交付申請取下げ書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、奨励金の交付の決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき、第3条に規定する要件に該当しなくなったとき、又は前条の申請があったときは、交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告書の提出)

第11条 申請者は、住宅取得日から1月以内又は年度末のいずれか近い期日までに、箕輪町若者世帯定住支援奨励金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 転入後における若者世帯の世帯員等の住民票の写し
- (2) 取得した住宅の登記事項証明書の写し
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項に基づく検査済証の写し(建築確認が必要な建築行為の場合に限る。)
- (4) 対象住宅の写真(外観並びに玄関、居室、台所、便所及び浴室が確認できるもの)
- (5) 母子健康手帳又は妊娠22週以降を証明する書類の写し(妊娠22週以降の胎児がいる場合のみ)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、適当と認めるものについては、奨励金の額を確定し、申請者に通知する。

(奨励金の請求)

第13条 申請者は、前条規定による通知を受けたときは、速やかに町長に箕輪町若者世帯定住支援奨励金請求書(様式第6号)により奨励金の請求をしなければならない。

(地域活動への参加)

第14条 奨励金の交付を受けようとする者は、区及び常会に加入し、積極的に地域活動に参加すること。

(奨励金の返還等)

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付された全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 対象住宅を、交付金の交付を受けた日から5年以内に譲渡し、交換し、又は貸付けたとき。

(2) 対象住宅から、若者世帯の世帯員全員が、交付金の交付を受けた日から5年以内に転居したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が返還を相当と認めたとき。

別表（第4条関係）

加算項目	加算要件	加算額
子育て加算	実績報告時点で18歳以下の同居する子ども又は妊娠22週以降となる胎児がいる世帯	子ども1人当たり10万円
転入加算	新築の場合は契約書に記載された着工日時点、建売又は中古の場合は契約書に記載された売買契約日時点で若者夫婦の双方又は母子家庭の母等が町内に居住しておらず、かつ、転入する前5年以上町内に居住していない世帯	10万円
	新築の場合は契約書に記載された着工日時点、建売又は中古の場合は契約書に記載された売買契約日時点で若者夫婦の双方又は母子家庭の母等が町内に転入後3年以内の世帯で、かつ、転入する前5年以上町内に居住していない世帯	
公共ます設置加算	下水道へ接続するために個人負担で公共ますを取り出す者	10万円
女性加算	子育て加算の対象者であって、実績報告時に母子家庭の母である者（転入加算の対象者に限る。）	10万円
新婚加算	新築の場合は契約書に記載された着工日時点、建売又は中古の場合は契約書に記載された売買契約日時点婚姻届提出後3年以内の若者夫婦（転入加算の対象者に限る。）	10万円
Uターン加算	新築の場合は契約書に記載された	10万円

	<p>着工日時点、建売及び中古の場合は契約書に記載された売買契約日時点若者夫婦の夫若しくは妻又は母子家庭の母等のいずれかが過去に箕輪町の住民基本台帳に記載されたことがある者がいる世帯で、かつ、町内に2親等内の親等が居住している者がいる世帯（転入加算の対象者に限る。）</p>	
--	---	--

(様式第1号) (第5条関係)

(様式第1号) (第5条関係)

箕輪町若者世帯定住支援奨励金交付申請書

年 月 日

箕輪町長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先電話番号 _____

箕輪町若者世帯定住支援奨励金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

住宅の取得場所	箕輪町大字		
住宅取得の種別	新築 ・ 建売 ・ 中古		
工事期間等 (契約書に記載された 年月日を記入)	新築	工事着手年月日	年 月 日
		完成予定年月日	年 月 日
	建売又は中古	購入契約年月日	年 月 日
住宅の取得価格	円		
所有権の持ち分	申請者 (/) 申請者の配偶者 (/) その他 ()		
取得した住宅の床面積	・ 居住部分		㎡
	・ 居住以外の部分		㎡
	計		㎡
子どもの状況 (子育て加算対象者のみ)	・ 同居する18歳以下の子ども		人
	・ 実績報告時に妊娠22週以降を迎えていることが見込まれる胎児		人
	計		人
婚姻年月日 (新婚加算対象者のみ)	年 月 日		
箕輪町での住民登録履歴 (Uターン加算対象者のみ)	有 ・ 無		
町内居住の2親等内の親等 (Uターン加算対象者のみ)	有 ・ 無		
添付書類			
1 若者世帯の世帯員等の住民票の写し			
2 誓約書兼同意書 (様式第2号)			
3 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証又はその他の住宅の構造及び居住用部分の床面積が分かる書類			
4 住宅の契約書の写し			
5 母子健康手帳又は妊娠週数を証明する書類の写し (実績報告時までに妊娠22週以降を迎えていることが見込まれる胎児がいる場合のみ)			
6 戸籍謄本 (新婚加算・Uターン加算の該当者のみ)			
7 その他町長が必要と認める書類			

(様式第2号) (第5条関係)

(様式第2号) (第5条関係)

年 月 日

(誓約及び同意先) 箕輪町長

住 所 _____
署 名 _____

誓 約 書 兼 同 意 書

箕輪町若者世帯定住支援奨励金交付申請に当たり、次のとおり誓約し、同意します。

誓約事項

- 1 本奨励金により取得した住宅を、本奨励金の交付を受けた日から5年以内に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しません。
- 2 申請者及びその世帯員の全部が本奨励金の交付を受けた日から5年以内に転居しません。
- 3 対象住宅が所在する区及び常会に加入し、地域行事等に積極的に参加します。
- 4 上記の誓約事項に違反又は事実と相違することがあったときは、箕輪町の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。
- 5 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局からの排除要請ある者ではありません。

同意事項

- 1 上記の誓約事項が遵守されているか確認するために、箕輪町が固定資産税課税台帳及び住民基本台帳に記載されている事項を閲覧することに同意します。
- 2 町税、使用料、負担金の滞納はありません。よって、納税等の状況を調査することに同意します。
- 3 当該補助金の交付を受けるにあたって、必要な事項及び内容について調査することに同意します。

(様式第3号) (第7条関係)
(様式第3号) (第7条関係)

箕輪町若者世帯定住支援奨励金変更交付申請書

年 月 日

箕輪町長

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先電話番号 _____

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた、年
度箕輪町若者世帯定住支援奨励金について、申請内容に変更がありましたので、下記のと
おり変更申請をします。

変更の理由			
住宅の取得場所	箕輪町大字	番地	
工事期間等	工事着手年月日	年	月 日
	完成予定年月日	年	月 日
婚姻年月日 (申請時に婚約中であった場合)	年 月 日		
女性加算(対象となった日)	年 月 日		
子育て加算(子どもの状況)	・同居する18歳以下の子ども		人
	・実績報告時までに妊娠22週以降を 迎えることが見込まれる胎児		人
		計	人
添付書類	1 変更契約書の写し(住宅の取得場所及び工事期間変更の場合のみ) 2 母子健康手帳又は妊娠週数を証明する書類の写し (実績報告時に妊娠22週以降を迎えることが見込まれる胎児がいる場合のみ) 書類の写し(子育て加算に関する変更の場合のみ) 3 戸籍謄本(申請時に婚約中であった場合又は新たに女性加算の対象となる場合のみ) 4 その他町長が必要と認める書類		

(様式第4号) (第9条関係)

(様式第4号) (第9条関係)

箕輪町若者世帯定住支援奨励金交付申請取下げ書

年 月 日

箕輪町長

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付の決定(変更交付の決定)を受けた、 年度箕輪町若者世帯定住支援奨励金について、その工事(購入)を中止しましたので奨励金の申請を取下げます。

(様式第5号) (第11条関係)

(様式第5号) (第11条関係)

箕輪町若者世帯定住支援奨励金実績報告書

年 月 日

箕輪町長

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号により交付の決定（変更交付の決定）を受けた、 年度箕輪町若者世帯定住支援奨励金交付について、住宅の取得が完了したので、実績報告書に関係書類を添えて提出します。

記

住 宅 取 得 日	年 月 日 (新築は登記の日付、建売又は中古の場合は所有権移転に関する原因の日付)
住 宅 取 得 場 所	箕輪町大字 番地
添付書類	1 取得した住宅における若者世帯の世帯員等の住民票の写し 2 取得した住宅の登記事項証明書の写し 3 建築基準法第7条第5項に基づく検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る） 4 対象住宅の写真（外観並びに玄関、居室、台所、便所、浴室が確認できるもの） 5 母子健康手帳又は妊娠週数を証明する書類の写し（妊娠22週以降の胎児がいる場合のみ） 6 その他町長が必要と認める書類
摘要	

上記の報告事項について審査しました。

検査結果の意見

年 月 日

審査担当職氏名



(様式第6号) (第13条関係)

(様式第6号) (第13条関係)

箕輪町若者世帯定住支援奨励金請求書
(兼情報端末登録承諾書)

年 月 日

箕輪町長

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた、
年度箕輪町若者世帯定住支援奨励金について、下記金額を請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先 (この情報は上記以外では使用いたしません)